大口町告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項及び第18条第1項の規定に基づき、町道路線の変更及び道路区域の変更を次のように行う。

その関係図面は、告示の日から2週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

大口町長 鈴木雅博

路線の変更及び道路の区域変更

路線番号	路線名	新旧	区間	敷地幅員	延長
5 7	町道 内津々線	旧	秋田一丁目1番地先 から 外坪三丁目113番 地先まで	4.1~25.0m	1784. 9m
		新	高橋一丁目46番地 先から 外坪三丁目113番 地先まで	4. 1~44. 5m	2184. 9m

町道路線変更 町道内津々線 位置図

